

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が、令和5年6月1日付で審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、「法定外公共物占用許可について（新規）（令和4年10月4日付け指令河港占第4-18号関係分）」及び「鹿児島市法定外公共物に係る変更届（令和5年6月2日付け河港第99号）」の一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 請求対象文書及び決定の内容

- 1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容
 - (1) 法定外公共物占用許可について（新規）（令和4年10月4日付け指令河港占第4-18号関係分）
 - (2) 鹿児島市法定外公共物に係る変更届（令和5年6月2日付け河港第99号）
- 2 不開示とした部分
 - (1) 個人の氏名
 - (2) 事業所の内線番号及び事業所の代表者印

第3 審査請求の趣旨及び理由

1 趣旨及び理由

公文書開示請求に係る道路は鹿児島市の管轄であり、その道路上にゴミステーションが設置している以上、何らかの行政文書が存在する。鹿児島市所有以外の設置物がある以上、権利関係も含め重要視する内容であると思われる。

2 反論書における主張要旨

本件審査請求を認容するとの裁決が妥当と考える。

- (1) 鹿児島市西田1丁目18番14（以下「対象道路」という。）は、公用物である。
- (2) 対象道路は、公用物であり、鹿児島市所有以外の設置物がある以上は、その根拠が必要かと思われる。例えば、公用物使用許可、道路占用許可等が考えられる。
- (3) 電柱に関しては、容認。

以上を持ちまして、本件審査請求につき認容すべきものである。

第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分は、鹿児島市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号及び第7条第3号に該当するため一部開示としたものである。

今回、一部開示決定を行った公文書は、電柱に関するものであり、公文書の特定として不足はない。

なお、ゴミステーションに関する公文書は河川港湾課には存在しない。

以上のことから、本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、鹿児島市西田一丁目18番14に位置する法定外公共物上に設置された電柱の法定外公共物使用許可に関する文書である。

(2) 審査請求の趣旨について

本件開示請求は、「西田1丁目11番8の土地に隣接している指定道路図対照番号旧鹿北083-028（西田川暗渠）上にある電柱、及び、ゴミステーションが設置している関係がわかる行政文書すべて（電磁的記録も含む）」との請求に対し、市河川港湾課において、電柱の設置に係る法定外公共物占用許可に関する文書を保有していたため、本件開示対象文書を特定し、第2のとおり、一部開示決定を行ったものである。不開示とした個人の氏名は条例第7条第2号に、事業所の代表者印及び公にされていない内線番号は条例第7条第3号に該当することは明らかであり、審査請求人の主張をみると、第3にあるとおり、本件対象公文書の不開示部分について特段の主張はなく容認しており、本件対象公文書以外に、ごみステーションの設置に関する文書（以下「ごみステーション関係文書」という。）が存在しない点に関するものであることから、審査会としては、この点について以下検討する。

(3) 審査請求人が主張するごみステーションについて

審査請求人は「公文書開示請求に係る道路は鹿児島市の管轄であり、その道路上にゴミステーションが設置している」と主張するが、当該「ゴミステーション」とは、鹿児島市西田一丁目18番14に位置する法定外公共物（用悪水路）である「西田川1号水路」上をコンクリート製の蓋で覆い、歩行者及び車両の通行に利用している通路（以下「本件通路」という。）に設置されている、ごみステーションである。

(4) 本件通路の使用について

本件通路は、市河川港湾課がその維持管理等を所管しており、使用に当たっては法定外公共物占用許可申請を受け付け、実施機関において許可をするものとしている。

(5) 本件対象公文書の存否について

審査請求人は、本件通路が公共用物である以上、公用物使用許可、道路占用許可等が必要である旨を主張するが、実施機関に確認したところ、ごみステーションは、市が行う一般廃棄物の収集のための集積所として、1日のうちで一定の時間帯にのみ、ごみが集積される場所であること、地面に固定された構造物を設置する性質のものではないこと等の理由から、法定外公共物占用許可の申請対象としておらず、ごみステーション関係文書について保有していないということであった。この点について、実施機関の説明に特段不合理な点はみられない。

また、審査会が、ごみステーション関係文書の有無について確認するため、令和5年10月17日に市河川港湾課執務室において、保存期間内の法定外公共物占用許可に係る文書について実地調査を行ったが、ごみステーション関係文書は確認されなかった。

以上のことから、審査会としては、ごみステーション関係文書は不存在であると認定せざるを得ない。

(6) 結論

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審　查　会　の　経　過

年　月　日	調　査　審　議　の　経　過
令和5年8月8日	鹿児島市長からの諮問を受けた。
令和5年9月26日 (第4回審査会)	諮問の審議を行った。
令和5年10月17日	市河川港湾課に実地調査を行った。
令和5年10月27日 (第5回審査会)	答申案の審議を行った。